合　計							

［注1・2　略］
3　避難所とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。
［4～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第三条　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種交付金の額の算定方法等） **第五条**　法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補塡対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。 ［一　略］ 二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに掲げる電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三　次のイ又はロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに掲げる電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 ［イ・ロ　略］ 四　次のイ又はロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに掲げる電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 ［イ・ロ　略］ 五　次のイ又はロに掲げる額のいずれか低い額 イ　総務大臣が告示する額から次の(1)に掲げる額を控除して得た額に、次の(2)に掲げる額を次の(3)に掲げる額で除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額（当該乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、当該乗じて得た額が零以下であるときは、零とする。） (1)　前二号に掲げる額を合算して得た額に他の第一種適格電気通信事業者に係る前二号に掲げる額を合算して得た額を加えて得た額 (2)　次条第二項の規定により提出した別表第二の二に記載した原価 (3)　次条第二項の規定により提出した別表第二の二に記載した原価に他の第一種適格電気通信事業者が同項の規定により提出した原価を加えて得た額 ロ　次条第二項の規定により提出した別表第二の二に記載した原価 ［2～4　略］	（第一種交付金の額の算定方法等） **第五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三　次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 ［イ・ロ　同上］ 四　次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ［2～4　同上］

合　計							

［注1・2　同左］
3　避難所とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。
［4～6　同左］